

令和3年度 社会福祉法人邑楽町社会福祉協議会 事業計画

1/ 基本方針

2020年、突然全世界を襲った新型コロナウイルスによって、世界中の人々の交流が遮断され経済活動も滞るなど、それまでの生活を一変させることとなった。

国内においても、増加する感染者の拡大防止の観点から、経済・生活スタイルは全てにおいて3密を避けるなどの制約が課せられることになったのである。その結果、営業停止による失業や収入の減少などにより生活困窮者が急増し、その対応は大きな社会問題となっている。また、長引く自粛生活により孤立化する者や体力を低下させる高齢者などが増え、孤立者への支援や介護予防の取組の必要性が叫ばれている。厳しい現実には希望を失い、自死を選択する若者が増加したり、強盗や詐欺などの件数も増加している。

本会においては、この1年間感染予防対策のために事業実施の制約が求められる中、慎重に感染対策を行う中で厳しい事業展開を進めてきたが、一方で激増する生活困窮者に対して相談援助業務に忙殺される状況となった。

今後、ワクチンを始めとする治療薬等の開発により徐々に沈静化が予測されるものの、変異株などの発生も認められるように、収束の期限は誰も予想できない状況である。これらのことから、本会は従来の事業展開を基本に進めながらも、コロナ禍における住民の生活支援に重点をおいて対応を行うこととする。

2/ 重点目標

- ① コロナ禍における住民福祉事業の効果的実施
- ② 増加する生活困窮者の支援体制の強化

3/ 実施事業

- (1) 地域住民の自発的な福祉活動への参加、共生社会への取組
 - ア、社協支部活動の推進
 - イ、共同募金、歳末たすけあい運動推進
 - ウ、支えあい活動の推進
 - エ、環境美化活動の推進
 - オ、第1層及び第2層協議体への運営協力
 - カ、虹いろカフェ運営支援
- (2) 福祉教育の推進と生活能力の向上
 - ア、福祉総合講座の開講
 - イ、福祉教育フォローアップ事業の実施
- (3) 福祉ニーズの把握と社会資源の発掘、活用
 - ア、調査活動の実施
 - イ、関係機関・関係団体との連携強化
- (4) 広報・啓発活動の充実
 - ア、機関紙「私たちの福祉」年6回発行
 - イ、邑多福まつり開催

- ウ、ホームページの充実・広報活動の強化
- (5) ボランティアセンター事業の推進
 - ア、各種入門講座の開講 イ、ボランティアの発掘育成
 - ウ、ボランティアサークルへの指導、援助、助成
 - エ、福祉バザーの開催、活動資金確保支援
 - オ、個人ボランティアの発掘、連携強化 カ、ボランティア情報の発信
- (6) 地域福祉活動の推進
 - (高齢者福祉)
 - ア、老人クラブの支援及び指導、育成 イ、在宅ねたきりや独居等要援護高齢者の支援
 - ウ、健康教室（いきいきダンスパーティー）の開催
 - エ、その他生きがい対策等の実施
 - (障がい者福祉)
 - ア、邑楽町心身障がい児者療育父母の会等への支援
 - イ、親睦旅行、集い等交流事業の推進 ウ、福祉レクリエーション大会の実施
 - エ、福祉用具などの貸与、その他必要な事業
 - (母子、父子家庭等福祉)
 - ア、母子・寡婦福祉資金制度等の活用支援
 - イ、ひとり親家庭等の交流事業への協力、支援
 - (児童福祉)
 - ア、児童の健全育成活動等の協力 イ、子どもまつり等への協力
 - ウ、学童保育所等支援事業の実施
 - (低所得者等福祉)
 - ア、生活福祉資金の活用、指導 イ、小口生活貸付金の運営
 - ウ、緊急援護事業の実施 エ、給食サービスの実施
 - オ、生活困窮者自立相談支援事業の実施
 - (戦没者遺家族等の福祉)
 - ア、戦没者追悼式の協力
 - (介護保険事業及び在宅福祉サービス)
 - ア、訪問入浴介護事業の実施 イ、ホームヘルプ事業の実施
 - ウ、デイサービス事業の実施 エ、居宅介護支援事業の実施
 - オ、自立支援事業の実施
 - カ、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）設置と総合事業の推進
 - (権利擁護事業)
 - ア、法人後見の研究
 - イ、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の実施
 - (相談活動の充実)
 - ア、総合ふくし相談の運営 イ、相談機関との連携、強化
 - (ネットワーク体制の確立)

- ア、町内社会福祉法人との連携
- イ、ふれあい地域づくり事業の実施
- ウ、地域福祉相談員（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の設置
（施設等の管理運営）
- ア、邑楽町福祉センター寿荘の運営
- イ、邑楽町地域活動支援センターの運営
- ウ、邑楽町高齢者活力センターの運営
（その他の事業）
- ア、保護司会、更生保護女性会事業の協力と社会を明るくする運動の実施協力
- イ、災害ボランティアの育成と災害時対応力の強化
- ウ、買い物支援事業の研究、調整
- エ、群馬県共同募金会邑楽町支会の運営
- オ、その他本会目的達成のために必要な事業

指定管理運営事業の方針

1/ 邑楽町福祉センター寿荘

「教養と娯楽の施設」の性格に加えて、介護予防の観点を備えた会館運営を行う。また、利用の少ない前期高齢者の活動定着を促進する

- ・生きがいをより充実できるように、各種教室の開催及び親睦事業の実施
- ・教養を深めるための講座実施
- ・健康を増進するための事業実施
- ・みちくさの広場の実施
- ・コロナ禍の現状を注視し、イベントの開催時期、内容、時間を検討する
- ・マスクの着用、手指・備品等の消毒、3密の回避など、感染症対策を徹底する

2/ 邑楽町地域活動支援センター

就労や社会生活の自立を最終的な目標に据えながら、能力に応じた作業を実施し、充実した一日を過ごす

- ・日常の基本的な生活習慣を身につける
- ・仲間や職員との人間関係を学ぶ
- ・菓子販売等を通じて地域社会との交流を図る
- ・就労能力を高める
- ・独自の業務開拓と、安定就業の確立（クッキーづくりなどの強化）
- ・マスクの着用、手指・備品等の消毒、3密の回避など、感染症対策を徹底する

3/ 邑楽町高齢者活力センター

高齢者の能力を活用しながら、生きがいつくりと社会貢献ができるよう運営する

- ・60歳代の若い会員を増やす
- ・地域の高齢者の就労機会を拡充する
- ・安全就業を徹底し、無事故を目指す
- ・就業の機会均等を目指す
- ・感染症対策の徹底を図る

介護保険事業に対する方針

1/ 基本方針（共通方針）

本会は、社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法第 45）の第 109 条に定める団体として、同法の理念に基づき地域福祉の推進を目的としている。その実現にあたっては在宅福祉サービスに積極的に取り組むことが重要であると考え。従って、町内の住民が、傷病など何らかの生活上の障がいにより生活することが困難な場合に、その解決または軽減などを目的として援護することとする。

以上の点から、積極的に介護保険の事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むため基本方針を次に定める。

- ① 公共的立場にある本会の性格を鑑み、すべての人に平等に接すること
- ② 法の理念に基づき、サービスの質・量ともに過不足なく提供し得るように心がけること
- ③ 利用者の生命を大切にし、安全確保に十分な配慮をおこなうこと
- ④ 利用者の思い、考え方を尊重し、利用者本位の自立支援に努めること
- ⑤ サービスの提供にあたり、家族や関係者との連携を密にし、効果的なサービスが提供できるよう心がけること
- ⑥ 個人情報の保護並びに守秘義務を徹底すること
- ⑦ 個人の財産、権利などの保護、保全に努めること
- ⑧ 住民の負担を抑えるため、割引可能なサービスにあっては届けを提出の上、割引を行うこと
- ⑨ マスクの着用、手指・備品等の消毒、3密の回避など、感染症対策を徹底する

2/ 居宅介護支援事業

本会は、介護保険法第 69 条の 2 項に定める登録を行った介護支援専門員の確保に努め、住民にとって必要な介護支援事業を積極的に行う。尚、事業方針を次のように定める

- ① 配置する介護支援専門員の人数と担うべき職務の状況を鑑み、担当する利用者の数を適正な範囲に収める
- ② 利用者の要望に対し真摯に対応し、かつ迅速に応えるようにする
- ③ 書類の作成や記録については、法令で定められた手続きを遵守する
- ④ 緊急の場合、営業日以外であっても速やかに必要な措置を行う
- ⑤ 介護支援専門員の実務研修や更新に必要な専門研修など積極的に参加させる。また、必要に応じその他の有効な研修を受けさせるようにする

3/ 訪問介護事業

介護保険法に定める「訪問介護事業」及び「介護予防・日常生活支援総合事業」、障害者総合支援法に定める「居宅介護」においては、必要で有効なサービスを提供する。その際、利用者が何を求めているか、何をすべきかを十分に把握したうえで、利用者同意のもとサービスを提供する。

- ① 介護支援専門員の作成する居宅介護サービス計画書に基づき、また、利用者及びその介護者等から十分な情報を得た上で、訪問介護サービス計画書を作成し、それに基づきサービスを提供する
- ② 利用者からの無理な要望にみだりに対応することなく、適正なサービスを提供する

- ③ 定められた時間の範囲内で最大限のサービス効果を生むよう、充実したサービスの提供をする
- ④ 研修をヘルパー能力の充実強化に必要なものとして位置づけ、少なくとも年に2回以上の研修の機会を確保する。また、介護福祉士の資格を得ていない者については、速やかに資格取得を行うよう指導する。なお、少なくとも基礎研修を受けさせるようにする
- ⑤ ヘルパー同士の交流や情報交換など積極的に位置づけ、会議などを開催する

4/ 訪問入浴介護事業

介護保険法に定める「訪問入浴介護事業」「介護予防訪問入浴介護事業」において必要なサービスを提供する。サービスの提供にあたっては、あたたかく和やかな雰囲気の中で安心して入浴を楽しんでもらえるよう心がける。

- ① 入浴の提供に際しては、健康チェックなど利用者の体調の把握を十分に行い、徹底的に事故の防止に努める
- ② 入浴の提供に際しては、入浴後も異変がないかきちんと確認してから次の行動に移るようにする
- ③ 室内に浴槽を設置するときは、水漏れ事故が起きないように器具や接続部の点検をきちんと行う
- ④ 割引制度を継続する（1割引き）

5/ 通所介護事業

介護保険法に定める「地域密着型通所介護事業」「介護予防・日常生活支援総合事業」並びに障害者総合支援法に定める「基準該当生活介護事業」において必要なサービスを提供する。要介護者の身体状況の改善はもとより、要支援者の介護予防にも十分な対応を行う。

- ① サービスの提供にあたっては、介護支援専門員の作成する「居宅サービス計画書」に基づき整合性を保つとともに、利用者や介護者の要望を反映できるよう心がける
- ② 入浴の提供に際しては、健康チェックなど利用者の体調把握を十分に行い、徹底的に事故の防止に努める
- ③ レクリエーションはマンネリ化を防止し、能力維持のために相応しい内容を心がけ、常に新しい視点で取り組むようにする
- ④ 介護者に対し、施設内での様子が伝わるよう記録や報告書を作成し、報告を怠ることがないようにする
- ⑤ 食事代等については、可能な限り費用を抑えて安価で提供できるよう努力する